

船舶事故調査報告書

平成25年4月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年11月3日（土、祝日） 08時52分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位104° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 35.1′ 東経135° 03.3′）
事故調査の経過	平成24年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ラブリー、5.6トン 251-20725兵庫、阪神加工有限会社 9.84m（Lr）×2.85m×1.17m、FRP ディーゼル機関、228kW、平成21年2月 B プレジャーボート 邦洋丸 ^{ほうよう} 、5トン未満 271-13043兵庫、個人所有 6.25m（Lr）×1.68m×0.66m、FRP ガソリン機関、29.4kW、昭和56年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年7月15日 免許証交付日 平成22年3月26日 （平成27年7月14日まで有効） B 船長B 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年12月6日 免許証交付日 平成21年11月5日 （平成26年12月5日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷、船底キールにペイントの剥離及びプロペラ翼に曲損 B 両舷船側外板に破口、操縦スタンドが倒壊及び船外機が濡損（廃船）

事故の経過

A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、平成24年11月3日07時50分ごろ岩屋港東方沖の釣り場（口ノ瀬）に到着し、スパンカーを掲げて船首を北西方に向け、流し釣りを行っていたところ、釣りのポイントを過ぎたので、潮上り^{のぼ}を行うことにした。

船長Aは、周囲には船が少なく、また、操舵室に行くのが面倒だったので、操舵室後方外部の右舷側の操縦場所（以下「後部操縦場所」という。）で立って操船に当たり、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で反転したのち、約15knの速力まで増速しながら南南東進した。

船長Aは、南南東進を開始する際、周囲を見渡して各舷の前方50m付近にそれぞれ1隻の漂泊船を視認したが、それらの漂泊船以外には他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、また、増速して速力が約10knを超えた頃から「船首部が浮上して船首方を見通すことができない死角」（以下「船首死角」という。）が生じていたので、後部操縦場所から右舷側に顔を出して船首方を気にしていたものの、船首方で漂泊中のB船に気付かなかった。

船長Aは、南南東進を開始して約48秒後の08時52分ごろ、岩屋港北防波堤東灯台から真方位104° 1.7M付近において、衝撃を感じて機関を中立としたが、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突したのち、A船がB船に乗り上がって停止した。

船長Aは、B船の乗船者2人が落水していたので、救助に向かうために機関を後進にかけた際、大きな衝撃音が聞こえ、機関を中立としたものの、B船の直径約2cmのパイプ等がA船のプロペラに巻き付いてA船は自力航行不能となり、その後、B船は、転覆した状態で北西方へ流されていった。

船長Aは、B船の乗船者2人が他船に救助されたことを確認したのち、09時04分ごろ118番通報した。

A船は、到着した巡視艇により阪神港神戸区のマリーナへえい航された。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、08時20分ごろ口ノ瀬に到着して漂泊し、風の影響で船首が徐々に南方から南西方に向きながら流し釣りを始めた。

船長Bは、船尾甲板で右舷側に出していた釣り竿に魚が掛かり、魚を釣り上げようとしていたが、B船が、波が立って潮流が更に速くなる場所に近づいたので、同乗者Bと釣りを交替して操縦スタンドの後方に立ち、どの方向にB船を操船すれば魚を釣り上げやすいか仕掛けの海中への入り具合に注意を向けていたとき、右舷正横至近に接近したA船に気付いたが、どうすることもできず、両船が衝突した。

船長B及び同乗者Bは、衝突の衝撃により海に投げ出されたが、衝突に気付いた漁船に救助され、漁船の船長が、海上保安庁への連絡、

	<p>救急車の手配等を行うとともに、両人を乗せて兵庫県明石市明石港へ向かい、同港に入港後、待機していた救急車で病院へ搬送された。</p> <p>船長Bは低体温症及び外傷性頸椎症等を、同乗者Bは左肩関節挫傷をそれぞれ負った。</p> <p>B船は、明石海峡大橋付近において発見され、巡視艇により明石港へえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5～7m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮流 北北西流約2.4kn、水温 約22℃</p>
その他の事項	<p>A船は、操舵室内の操縦席で操船を行えば、船首が浮上しても船首死角が生じなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、後部操縦場所で操船して船首死角が生じた際、減速したりしていたが、本事故当時、船首方に船はいないものと思い、減速しなかった。船長Aは、後部操縦場所で背伸びをしたり、右舷側に顔を出したり、舵輪を右手に持ち替えてから左舷側に身体を乗り出して船首方を見たりするなどしても、完全に船首死角を解消することはできなかった。</p> <p>船長Bは、周囲で流し釣りをを行っている釣り船群（約50隻）の北西端に位置し、南西方で漂泊中の釣り船以外に他船を見掛けなかったため、北方から接近して来る船はいないものと思っていた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、共に救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、岩屋港東方沖を南南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、岩屋港東方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、B船は釣り船群の北西端に位置しているため、北方から接近して来る船はいないものと思い、魚を釣り上げるために仕掛けの海中への入り具合に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船が右舷正横至近に接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、岩屋港東方沖において、A船が南南東進中、B船が漂泊して釣り中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長Aは、本事故発生以降、必ず操舵室において操船を行うことにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中に船首死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして船首死角を補う見張りを適切に行うこと。・漂泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を見落とさないこと。
--	---